

第9節 行政・消防防災情報化の推進

1 電子政府の推進

□ 地域情報プラットフォームの普及推進

地域情報プラットフォームは、地方自治体が保有する各種情報システム間の連携（電子情報のやりとり等）を可能とするために定めた業務面と技術面のルール（標準仕様）であり、一般財団法人全国地域情報化推進協会（以下APPLICという。）において地方自治体内部の26の業務システムを対象に「地域情報プラットフォーム標準仕様書」が策定されており、現在、マイナンバー制度に対応した「地域情報プラットフォーム標準仕様 Ver.3」の策定・公表を進めている。これらに準拠したシステムを導入することで、業務ごとに最適なシステムや事業者の選定が可能となり、業務の効率化やコスト削減の効果が期待できるため、全国の市区町村の約90%の団体に活用されている（出典 総務省「導入状況にかかる自治体アンケート調査」（平成25年12月））。さらに、総務省では自治体での情報連携を進めるため、地域情報プラットフォームの普及を推進するとともにマイナンバー制度導入により地方自治体が情報提供ネットワークシステムを利用して他団体との情報連携を行うにあたり、参考となるよう、業務フローの整理、策定を行い、公表している。

2 電子自治体の推進

目指すべき社会・姿として「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」が位置づけられた「世界最先端IT国家創造宣言」において、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築と徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供を実現することが求められており、この中で「国・地方を通じた情報システムの改革」として、自治体クラウド^{*1}についても、地方自治体の取組を加速することとされている。また、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定）において、「地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進」が盛り込まれる等、災害・事故等に強い電子自治体を構築する観点からも、ICTの利活用を促進する必要がある。

「世界最先端IT国家創造宣言」や地方自治体を取り巻く環境の変化等を踏まえ、自治体クラウドの導入をはじめとした地方自治体の電子自治体に係る取組を一層促進することを目的として、総務省は平成26年3月「電子自治体の取組みを加速するための10の指針^{*2}」を公表した。指針では、①番号制度導入を契機とし、自治体クラウドの導入をはじめとする情報システムの効率化に取り組む、②オープンデータや新たなICT技術の利活用を通じた住民利便性の向上に取り組む、③セキュリティの確保やPDCAサイクルの構築等、電子自治体推進のための体制整備に取り組む、ことなどが示されている。

また、平成26年6月には、「日本再興戦略」改訂2014」が閣議決定され、自治体情報システムのクラウド化を加速させ、2017年度までにクラウド導入市区町村の倍増（約1,000団体）を目指すことが目標とされた。

このような中、平成26年11月から、有識者・自治体職員からなる「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォローアップ検討会^{*3}を開催するとともに、クラウド化の課題と対応方策等について、既に自治体クラウドを導入している団体にヒアリング等を行い、その成果を「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォローアップ検討会報告書」として取りまとめ、自治体に対し情報提供・助言を行っている。

*1 自治体クラウドポータルサイト：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/index.html

*2 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」の公表：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000018.html

*3 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォローアップ検討会：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denshijiti-kasoku-10/index.html

1 災害・事故等に強い地方公共団体のICT基盤構築

ア 地方公共団体のクラウド化

「自治体クラウド」は、地方公共団体がシステムのハードウェア、ソフトウェア、データ等を自庁舎で管理・運用することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組であって、かつ複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を行っているものである。この取組みはシステムの運用経費の削減や業務の効率化・標準化の観点から重要な取組であるとともに、地方公共団体の庁舎が損壊し、行政情報が流失する被害が生じた東日本大震災の経験も踏まえ、堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保する観点からも重要であることから、自治体クラウドが推進されている。

総務省では、自治体クラウドの導入に対する地方財政措置や調査研究等、自治体クラウドの全国展開に向けた取組を進めている。

イ 業務継続の推進と情報セキュリティの確保

総務省では、東日本大震災の教訓等を踏まえ、ICTの事前の備えにより応急業務の円滑な遂行を確保するため、発災後概ね72時間を目安にした初動業務に焦点を当てた、「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）初動版サンプル」等を公表している。平成25年度にはICT-BCP策定のセミナーを開催したところであり、今後も地方公共団体におけるICT-BCP策定を支援し、危機対応能力の強化・充実に努めることとしている。

また、地方公共団体との間で、サイバー攻撃や個人情報の漏えい等に係る情報の共有を図るとともに、IT障害等の発生時には、必要に応じて注意喚起を行っており、今後も適切な情報セキュリティ対策が実施されるよう支援することとしている。平成26年度には、情報セキュリティに関する脅威の高度化、多様化やクラウド技術の進展、SNSの普及などの社会的環境の変化等を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を改定し、公表している。

2 国民本位の電子行政及び事務の効率化を実現するための基盤の充実

ア 住民基本台帳ネットワークシステムの活用

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）は、地方公共団体のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図り、行政機関等への本人確認情報（氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード及びこれらの変更情報）の提供や市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を可能とするものである。平成14年8月の稼働以来約10年以上にわたり安定稼働しており、住民の利便性の向上や、電子政府・電子自治体の基盤として重要な役割を果たしている^{*4}。

住基ネットから行政機関等への本人確認情報の提供件数は、平成23年度に年金受給権者の住所変更等の届出を省略するための本人確認情報の提供が開始されたこと等により、平成25年度は約5億5,900万件に達し、年々増加傾向にある。

また、今後導入が予定される社会保障・税番号制度において、住基ネット等を活用することとされており、住基ネットがより重要な情報インフラとして位置付けられることとなる。

なお、市区町村は、本人確認に利用できる住民基本台帳カード（住基カード）を発行しており、国民・利用者の一層の利便性を図ることとして、コンビニエンスストアにおいて住基カードを利用して、平成22年2月から住民票の写し・印鑑登録証明書を、平成24年1月から戸籍関連証明書を、同年2月から各種税証明書を取得することが可能となっている（コンビニ交付）。平成28年1月からは、これまでの住基カードに代わり個人番号カードが発行されることとなり、引き続きコンビニ交付は個人番号カードにおいて利用可能である。コンビニ交付は、平成27年3月末現在で97の市区町村で実施されており、今後、順次全国展開する予定である。

イ 地方公共団体による公的個人認証サービス

住民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資するため、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（平成14年法律第153号）に基づき、地方公共団体により公的個人認証サービスが提供され

^{*4} 住民基本台帳ネットワークシステムに関するサイト：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daityo/index.html

ている*5。

公的個人認証サービスの電子証明書は、市区町村の窓口で厳格な本人確認を受けた上で、住民基本台帳カード等のICカードに格納され、発行を受けることができる。住民はICカードに格納された秘密鍵を用いて電子署名を行い、電子証明書とともに送信することにより、行政機関等にオンライン申請をすることが可能となる。

公的個人認証サービスを利用して申請等を行うことができる手続としては、国税の申告、不動産登記申請等があり、平成27年4月1日時点で、国では10府省庁等、地方公共団体では47都道府県及び一部市区町村の手続が対象となっている。

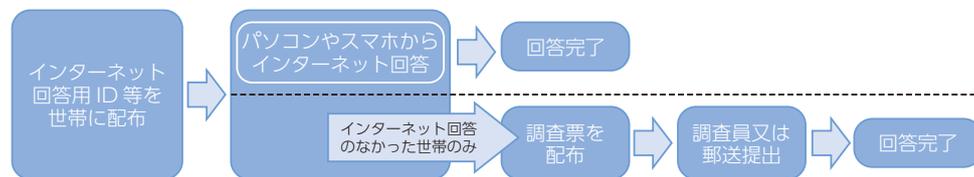
平成28年1月から発行される個人番号カードには、署名用電子証明書に加えて利用者証明用電子証明書が格納され、また行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象が民間事業者にも拡大される。このことを契機として、公的個人認証サービスの速やかで自律的な普及を促し、様々なオンライン手続等の認証基盤として発展・定着を図る必要がある。

3 国勢調査におけるオンライン調査の推進

国勢調査は、我が国に居住するすべての人を対象とする国の最も基本的な統計調査であり、大正9年から5年ごとに実施している。調査結果は、国や地方公共団体の少子高齢化対策、社会福祉対策、雇用対策、防災対策等の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面に幅広く活用されている。総務省では、平成27年10月に実施する国勢調査の円滑な実施や総合的な広報の推進などに取り組むため、総務大臣を本部長とする「平成27年国勢調査実施本部」を平成26年10月に設置した。

平成27年国勢調査では、ICTの進展も踏まえ、正確かつ効率的な統計の作成と国民の負担軽減・利便性の向上を図る等の観点から、オンライン調査を全国で導入する。また、オンライン調査を推進するため、調査票の配布に先行して、インターネット回答の期間を設定し、インターネット回答のなかった世帯のみに調査票を配布する方式（オンライン調査先行方式）で調査を実施し、スマートフォンにも対応したシステムを構築する（図表8-9-3-1）。オンライン回答数は、1,000万世帯を超えるものと想定しており、世界的にみても最大規模のオンライン調査となる。

図表8-9-3-1 オンライン調査先行方式の流れ



4 消防防災分野における情報化の推進

1 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

被害状況等に係る情報の収集及び伝達を行うためには、通信ネットワークが必要である。災害時においても通信を確実に確保するように、国、都道府県、市町村等においては、公衆網を使用するほか、災害に強い自営網である消防防災通信ネットワーク、非常用電源等の整備を行っている。

現在、国、消防庁、地方公共団体、住民等を結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網として、①政府内の情報収集・伝達を行う中央防災無線網、②消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、③都道府県と市町村等を結ぶ都道府県防災行政無線、④市町村と住民等を結ぶ市町村防災行政無線並びに⑤国と地方公共団体及び地方公共団体間を結ぶ衛星通信ネットワーク等が構築されている。

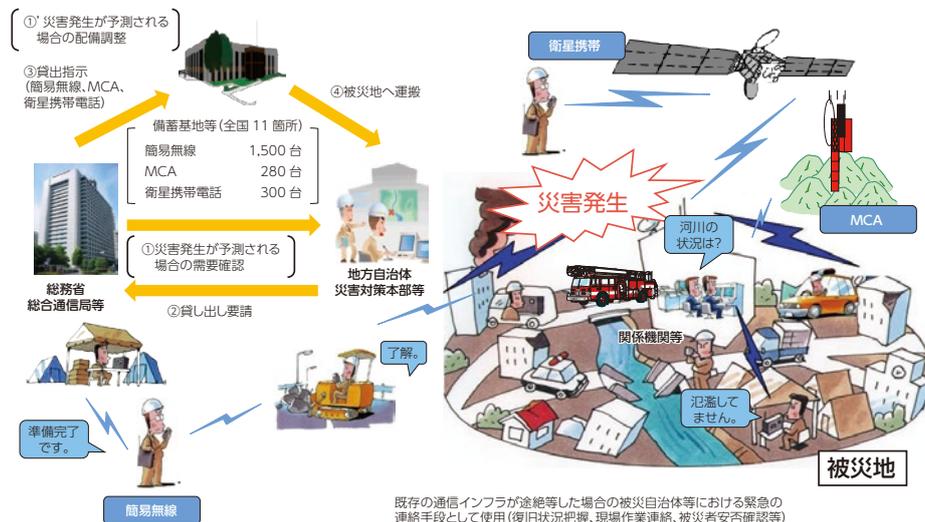
*5 公的個人認証サービスに関するページ：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kojinninshou.htm

2 災害対策用移動通信機器の配備

携帯電話等の通信が遮断した場合であっても、被災地域における通信が確保できるよう、地方公共団体等からの要請により、災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話300台、MCA無線280台、簡易無線1,500台。全国の総合通信局等に配備。）を貸し出している。

これらの機器を活用することにより、初動期における被災情報の収集伝達から応急普及活動の迅速かつ円滑な遂行までの一連の活動に必要な情報伝達の補完を行うことが期待される（図表8-9-4-1）。

図表8-9-4-1 災害対策用移動通信機器の配備

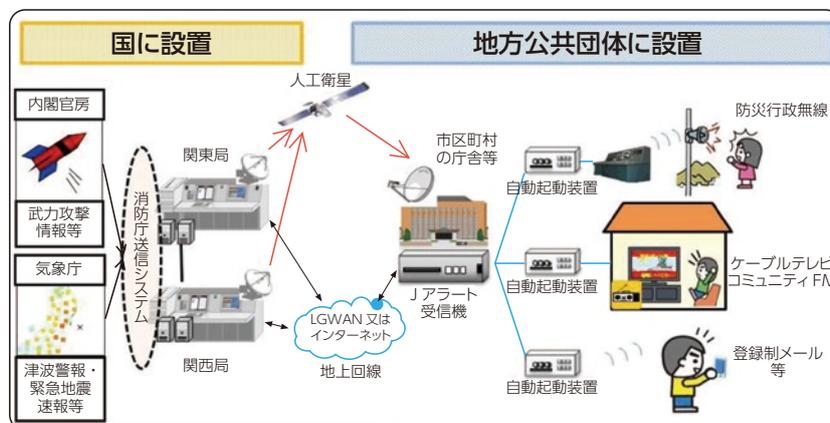


3 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

総務省消防庁では、津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から人工衛星及び地上回線を用いて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム」(J-ALERT)の整備を行っている。

J-ALERTは、地方公共団体が受信した緊急情報を市町村防災行政無線（同報系）等だけでなく他の防災システムと連携させることも可能であるため、消防庁としては、引き続き、コミュニティ放送、ケーブルテレビなど多様な伝達手段の活用を促進していくこととしている（図表8-9-4-2）。

図表8-9-4-2 J-ALERT概要

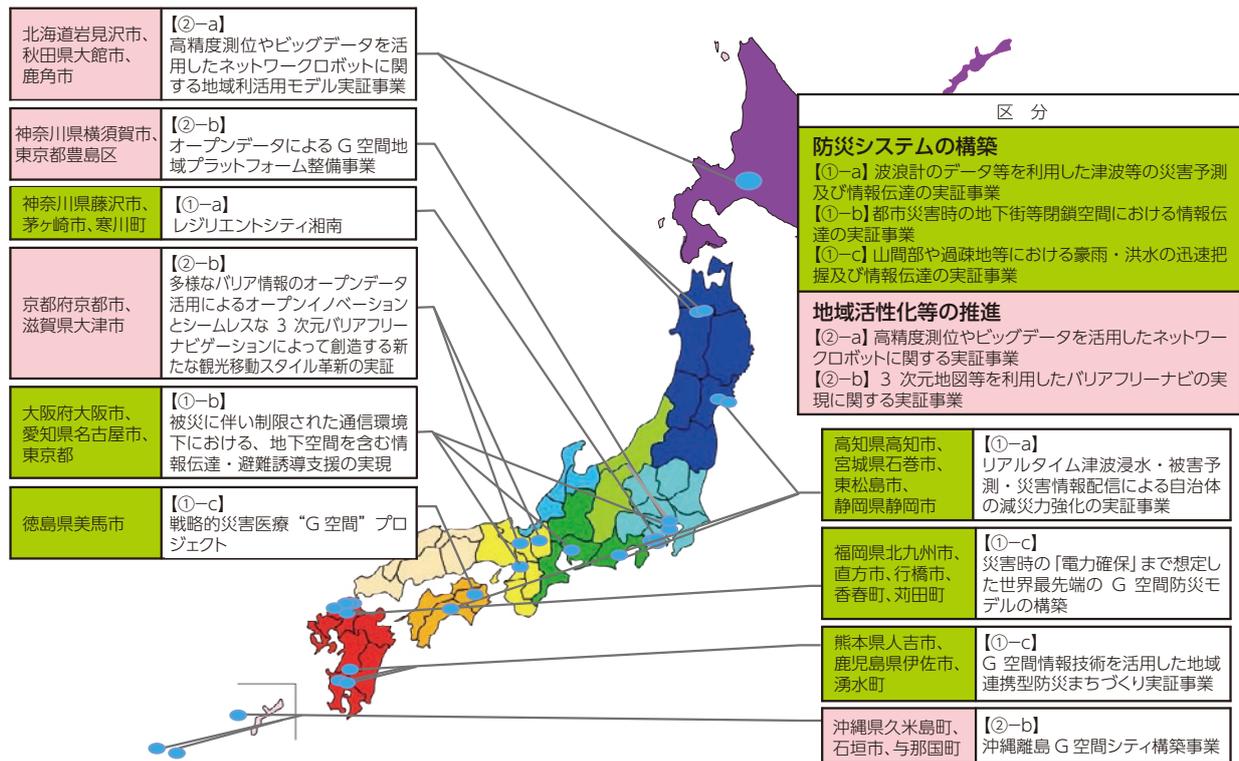


4 防災×ICTの推進

総務省では、地理空間情報（G空間情報）のICTによる利活用を促進し、防災力の向上及び地域活性化を推進するため、「G空間シティ構築事業」を実施しており、平成26年7月に、「世界最先端のG空間防災モデル」等の実証事業について、10件を採択した（図表8-9-4-3）。

各実証事業では、産学官の連携によって、G空間情報を活用した、津波浸水や土砂災害による被害予測のシミュレーション、地下街等の災害発生時に適切な避難経路等を伝達するアプリ等を開発し、先端的な防災システムを構築した。

図表8-9-4-3 G空間シティ構築事業・実施地域一覧



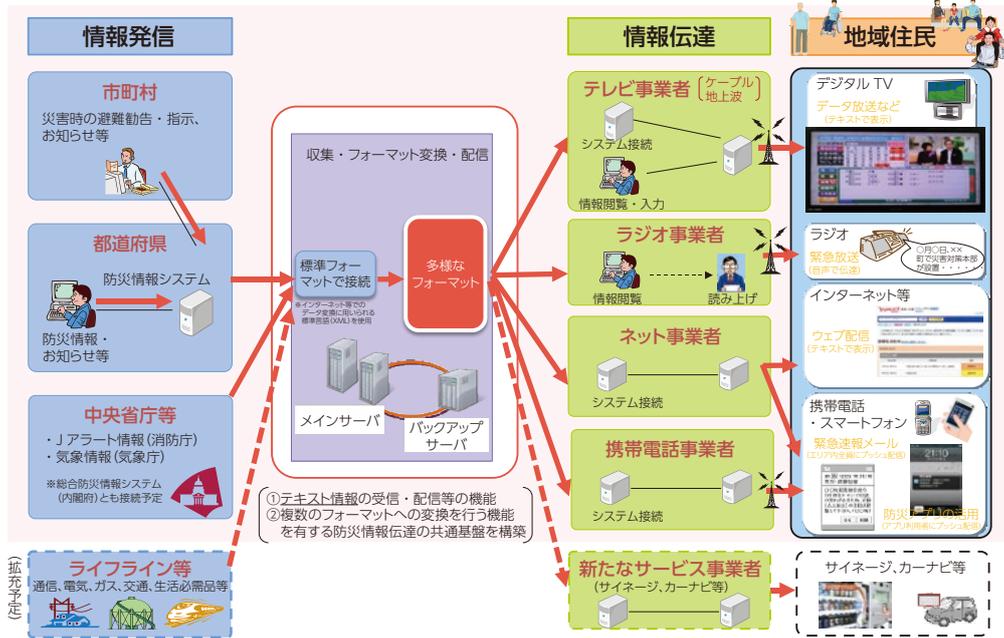
また、G空間×ICT関連施策の国内外への成果展開等を図るため、平成27年2月に全国5箇所「G空間シティ構築事業地域報告会」を、同年3月には「G空間シティ構築事業成果報告会」及び「G空間×ICTの海外展開に向けた国際シンポジウム」を開催するとともに、同月の国連防災世界会議（仙台）においても、関連施策に関するパネル展示を行う等、参加各国間で事業の成果を共有した。

また、総務省では、災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「Lアラート（災害情報共有システム）」の全国普及に向けて取り組んでいる。

Lアラートは、地方自治体やライフライン関連事業者など情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、共通に利用することによって、効率的な情報伝達を実現するものである。また、全国の情報発信者が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるため、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能となる（図表8-9-4-4）。

平成26年8月には「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」において、Lアラートの「普及加速化パッケージ」を盛り込んだ報告書が取りまとめられた。これを踏まえ、総務省では一般財団法人マルチメディア振興センターと共催で平成26年11月に「Lアラートシンポジウム 2014」を開催するなど、Lアラートの普及のための取組を進めてきた。その結果、平成26年度末には全都道府県においてLアラートの運用が開始、もしくは運用に向けた準備が進められ（図表8-9-4-5）、全国基盤としての体制が確立されるとともに、通信分野をはじめとしたライフライン事業者の参画や参加メディア数が大幅に拡大する等、Lアラートは着実に普及・発展してきている。

図表 8-9-4-4 Lアラート（災害情報共有システム）の概要



図表 8-9-4-5 Lアラートの普及状況

